

next WHITE sign 掲載規約

一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会

2023年1月20日

【申請に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします】

一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会 担当：金井

メール info@harassment-rma.jp

【回答データの利用について】

1. 申請時にご回答いただいたデータ（個人情報を除く）

データの管理には万全を期します。

個々の回答データを事前の許諾無しにそのまま公表することはありませんが、パワーハラスメントの解消に向けて有効となるデータの集計に利用させていただくことがあります。集計後のデータは個人情報や個人名が特定できるような記載は一切行いません。集計後のデータは当協会のホームページやプレスリリースに掲載することがあります。

2. 個人情報

当協会のプライバシーポリシーをご確認ください。

[プライバシーポリシー | 日本ハラスメントリスク管理協会 \(harassment-rma.jp\)](#)

【掲載要件】

1. 掲載企業要件

1) 法令違反がないこと

- ①過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと
- ②過去3年以内に下記の労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表をされていないこと
 - ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律
 - ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・労働安全衛生法

③過去 3 年間に行政や民間団体による各種認定マークや呼称等(くるみん・えるぼし・もにす・ユース
 エール等)の不正使用がないこと

④反社会的勢力がその経営若しくは運営に実質的に関与していないこと

2) ハラスメント対策を法令に則り実施していること

労働施策総合推進法の改正により事業主の義務となった、パワーハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置をもとに当協会が要件と定めたものにつき、基準を満たしていることが必要です。

①周知

- ・トップからの宣言がある
- ・管理職に研修をしている
- ・HP や社内掲示物などで啓蒙している

②相談体制構築

- ・相談窓口の連絡先や担当者名を明確にしているか
- ・迅速に解決に当たっている
- ・相談先を複数設けている

③処分と再発防止策

- ・業規則や社内規定に罰則を設けている ※就業規則の届出必須
- ・行為者への再発防止のための施策を講じている
- ・ハラスメントを隠蔽していない

④機密保持

- ・相談者への配慮
- ・第三者（聞き取り対象者）への配慮
- ・相談内容が漏れないよう工夫している

2. 掲載単位

企業単位を基本とします。

事業所単位や部門による掲載をご希望の場合は、事前に協会に相談ください。

【掲載の取り消し】

1. 取り消し要件

下記に該当した場合は即日認定の取り消しを行います。

- 1) 虚偽の掲載申請があったとわかったとき
- 2) 掲載後に掲載要件を満たさなくなったとき

2. 再掲載

取り消し要件に該当した場合、再掲載は行いません。

【免責事項】

掲載内容について、当協会は一切の責任を負いません。

掲載内容や掲載の事実について、第三者からクレームがあった場合、当協会は一切の責任を負いません。

【その他】

当規約については、改訂される場合があります。

改訂の場合は、改訂時掲載されている企業の担当者へメールもしくは封書にて連絡いたします。

以上